

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第66号	大字藤金字大下	約0.13ha (1,342㎡)	平成22年3月5日

2 変更の内容

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による廃止

主たる従事者の農業を不可能にさせる故障により、令和4年3月14日付けで生産緑地の買取りの申出があった。その後、所定の手続きを経て、買取申出から3ヶ月が経過した令和4年6月14日に行為制限が解除されたことから、廃止する。

3 都市計画変更に係る手続き

年月日	内容
令和4年6月16日	県知事との協議 ※県知事より、6月22日付けで異存ない旨回答。
7月15日から 7月29日まで	都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧 ※縦覧者なし。意見書なし。
9月28日	都市計画審議会へ諮問
9月下旬(予定)	都市計画変更の告示

【位置図】 第66号生産緑地地区



赤：行為制限が解除された生産緑地